

山梨県の融資制度のご案内

短期事業資金

小規模事業者の方の資金需要に対応するため、年間を通じて利用できる、短期の事業資金です。

融資対象	常時使用する従業員の数が20人（商業・サービス業にあつては5人）以下の法人及び個人、中小企業等協同組合及び中小規模の事業者を構成員とする団体		
資金使途	運転資金		
限度額	法人・個人	500万円	
	中小企業等協同組合	7,000万円	
	組合構成員	500万円	
融資利率	法人・個人	保証なし 1.7%	保証付 1.6%
	中小企業等協同組合	保証なし 1.5%	保証付 1.4%
	組合構成員	保証なし 1.7%	保証付 1.6%
	※経済動向等により変動する場合があります。		
償還期間	6か月以内		
担保・保証人	金融機関又は信用保証協会の定めるところによります。 (保証付きの場合、原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要)		
償還方法	分割又は一括払い		

◇取扱金融機関◇

山梨中央銀行	甲府信用金庫	山梨信用金庫
都留信用組合	山梨県民信用組合	商工組合中央金庫

他にも利用目的に応じた融資を用意しております。
県庁産業振興課や最寄りの金融機関などにお気軽にご相談ください。

中小企業金融相談窓口のご案内

▼ 中小企業者の皆様の様々な金融相談に専門の相談員が対応いたします。 ▼

場所	県庁別館3階 産業振興課
相談時間	9:00～16:00 水、木、金（月、火は金融担当職員が対応します）
電話番号	055-223-1554（直通）

問い合わせ先
山梨県 産業政策部 産業振興課
TEL 055-223-1537（直通）